

奈良県選挙管理委員会告示第二十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和六年六月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

（その他の政治団体）

別紙のとおり

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
明日の郡山を創る市民の会	梅野行男	松村教男	大和郡山市小泉町 3 3 9 3 - 2 9
いくかわ真也後援会	生川真也	生川真也	御所市大字東松本 4 4
鎌倉文枝後援会	西谷恵美子	西谷恵美子	北葛城郡王寺町本町 5 - 1 0 - 1 7